

平成18年6月7日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目9番18号
ナブテスコ株式会社
代表取締役社長 松本和幸

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印の上、平成18年6月26日までに到着するようご送付くださるか、あるいは、当社の指定するインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成18年6月27日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京（郵便貯金会館）5階 瑞雲 |
| 3. 会議の目的事項
報 告 事 項 | 1. 第3期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
2. 第3期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査
人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 第3期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
(33頁から43頁まで)に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 当社グループの営業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、原油価格高騰等の不安定要因があるものの企業の好業績を背景とした民間設備投資と個人消費の拡大に支えられ、景気は緩やかな回復基調の中で堅調に推移しました。

当社グループを取り巻く経営環境は、自動車業界の設備投資、建設機械の活況等に支えられ、好調を持続しました。

このような状況の中で、当社グループは中期経営計画を策定し、その初年度にあたる当期は順調なスタートをきることができました。

中期経営基本方針に掲げております「新商品・新事業の創出」「海外市場への積極的参入」に関しましては、風力発電機用駆動装置の輸出の開始、中国在来線高速化鉄道車両用ブレーキ装置の納入、米国向け航空機用高圧電源装置の受注、アジア地区でのプラットフォームスクリーンドアの拡販等の成果をあげることができました。

また産業用ロボット向け精密減速機の需要拡大を見込んで津工場の増設に着手するとともに、各工場で積極的な設備投資を実施し、生産性の向上を推進してまいりました。

この結果、当期の連結業績は、売上高は前期比6.9%増加の1,474億円、經常利益は同28.1%増加の144億円となり、当期純利益は同46.0%増加の82億円となりました。

セグメント別の事業の概況は次のとおりです。

【精密機器事業】

精密機器事業の売上高は前期比4.9%増加の342億円、営業利益は同13.2%増加の57億円となりました。

精密減速機は、国内外の自動車メーカーの活発な設備投資を中心に、産業用ロボット向け、工作機械向けとも好調に推移し、また半導体製造装置向けも回復傾向となり、増収となりました。

【輸送用機器事業】

輸送用機器事業の売上高は前期比4.8%増加の375億円、営業利益は同61.9%増加の35億円となりました。

鉄道車両関連分野では、国内新幹線車両が開発期間にあたり新造車両は低水準でありましたが、在来線新車向けや補修部品が好調でした。中国向けでは在来線の高速化車両の生産が開始され、ブレーキ装置の売上は増加しました。

自動車関連分野では、商用車用エアブレーキ装置は好調な国内需要により増加しましたが、乗用車向け着座センサーはカーメーカーの仕様変更により減少し、売上は前年並みとなりました。

船用エンジン制御システムについては、国内外の大型船舶の建造隻数が増加し、売上に寄与しました。

【航空・油圧機器事業】

航空・油圧機器事業の売上高は前期比15.5%増加の395億円、営業利益は同186.8%増加の22億円となりました。

航空機器は、民間航空機業界の回復傾向の中で、売上が増加し明るさが見えてまいりました。またボーイング787向けラック&パネル（高電圧電源装置）の大型受注を獲得することができました。

油圧機器は、油圧ショベル、ミニショベルの世界需要の伸びを背景に、走行ユニット、バルブが好調に推移し、売上は増加しました。

【産業用機器事業】

産業用機器事業の売上高は前期比2.4%増加の360億円、営業利益は同1.8%増加の32億円となりました。

自動ドア関連分野では、建設投資は若干回復傾向にあるものの依然として厳しい状況下であり、自動ドア需要はほぼ横ばいで推移しましたが、主力の汎用自動ドアはシェアの拡大により若干増加し、プラットホームスクリーンドアは中国、韓国向けが増加しました。

産業機械分野では、工作機械は自動車業界の活発な設備投資により好調に推移しましたが、食品包装機械は韓国をはじめとする海外需要が減少したため、売上減となりました。

セグメント別情報

区 分	精 密 機 器 事 業	輸 送 用 機 器 事 業	航 空 ・ 油 圧 機 器 事 業	産 業 用 機 器 事 業	合 計
売 上 高 (百万円)	34,242	37,524	39,571	36,088	147,427
営 業 利 益 (百万円)	5,770	3,524	2,247	3,285	14,828

(2) 当社グループの設備投資および資金調達の状況

当社グループの設備投資につきましては、当期中に実施した設備投資は総額44億円であります。その主なものは精密機器事業、油圧機器事業の生産設備を中心に能力増強・生産合理化を目的としたものであります。

また、当社グループの資金調達に関しましては、特記すべき事項はありません。

(3) 当社グループの対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、国内の堅調な経済情勢に加え、北京オリンピックを控えた中国市場の活況等により、景気は順調に推移するものと予想されます。しかしながら、原油価格、素材価格は引き続き高水準で推移することが予想されることに加え、為替変動、金利の上昇傾向等の不透明要素があり、経済への影響が懸念されます。

当社グループを取り巻く経営環境は、産業用ロボットの主要ユーザーである自動車業界の設備投資が調整局面に入りましたが、鉄道車両関連分野における中国の在来線高速化プロジェクト向けが本格化し、また民間航空機業界は急速に回復する傾向にあり、国内外の建設機械も好調な推移が見込まれております。

このような状況の中で、当社グループは中期経営計画2年度目の目標達成に向けて、国内外の市場開拓、新商品の上市等を積極的に行う予定であります。また更なる収益力の強化を目指して最適生産体制の構築、生産性の改善を行い、コストダウンに努めてまいります。

(4) 当社グループおよび当社の営業成績および財産の状況の推移

当社グループの営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	125,478	137,960	147,427
経常利益(百万円)	8,477	11,306	14,481
当期純利益(百万円)	4,232	5,625	8,211
株主資本利益率(ROE)	9.4%	11.2%	14.1%
1株当たり当期純利益(円)	32.72	43.66	64.05
純資産(百万円)	47,718	52,471	64,189
1株当たり当期純資産額(円)	374.92	412.72	505.58
総資産(百万円)	130,683	133,602	146,894

(注) 1. 当社は平成15年9月29日設立のため、平成15年度より前の数値はありません。なお、平成15年度におけるティーエスコーポレーション株式会社および株式会社ナブコの子会社移転による企業結合に関する資本連結手続については、持分プーリング法を適用しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均株式数は発行済株式数から自己株式数を控除して算出してお

- ります。
3. 平成16年度につきましては、輸出の増加、欧米市場における自動車業界の設備投資の増加により、増収増益となりました。
平成17年度（当連結会計年度）につきましては、前記(1)当社グループの営業の経過および成果に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成 15 年 度 第 1 期	平成 16 年 度 第 2 期	平成 17 年 度 第 3 期(当 期)
売 上 高(百万円)	2,034	52,787	108,285
経 常 利 益(百万円)	1,196	4,704	11,709
当 期 純 利 益(百万円)	1,222	1,867	7,425
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	9.36	14.37	58.11
純 資 産(百万円)	40,831	44,546	54,782
総 資 産(百万円)	41,096	111,903	124,488

- (注) 1. 当社は平成15年9月29日設立のため、平成15年度より前の数値はありません。
なお、平成15年度の営業成績は当社設立の日から平成16年3月31日までの純粋持株会社としてのものであります。
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しております。
なお、期中の平均株式数は発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。
3. 平成16年度の営業成績は、純粋持株会社であった平成16年9月30日までの営業成績とティーエスコレーション株式会社および株式会社ナブコを吸収合併した平成16年10月1日以降の営業成績を併せた変則的な営業成績となっております。
平成17年度（当期）の営業成績は、前期に引き続き、好調な民間設備投資および輸出の増加により、増収増益となりました。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 当社グループの主要な事業内容

精密機器、輸送用機器、航空・油圧機器、産業用機器の製造および販売

(2) 当社グループの主要な営業所および工場

当社

本社 東京都港区海岸一丁目9番18号

名称	所在地	名称	所在地
山形工場	山形県村山市	札幌営業所	北海道札幌市
岐阜工場	岐阜県垂井町	名古屋営業所	愛知県名古屋市
垂井工場	岐阜県垂井町	大阪営業所	大阪府大阪市
津工場	三重県津市	北九州営業所	福岡県北九州市
神戸工場	兵庫県神戸市		
甲南工場	兵庫県神戸市		
西神工場	兵庫県神戸市		

子法人等

ナブコドア株式会社（大阪府大阪市）

東洋自動機株式会社（東京都港区）

上海納博特斯克液圧有限公司（中国 上海）

Nabtesco Aerospace Inc.（米国 ワシントン州 レッドモンド）

ナブテスコサービス株式会社（東京都品川区）

Nabtesco Precision Europe GmbH（ドイツ デュッセルドルフ）

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	400,000,000株
発行済株式の総数	127,212,607株
株主数	10,970名
大株主	

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
1 株式会社神戸製鋼所	15,100 千株	12.09 %	7,368 千株	0.24 %
2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,100 千株	8.09 %	- 千株	- %
3 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,710 千株	6.97 %	- 千株	- %
4 帝人株式会社	6,935 千株	5.55 %	- 千株	- %
5 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口)	4,011 千株	3.21 %	- 千株	- %
6 資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	2,791 千株	2.23 %	- 千株	- %
7 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	2,626 千株	2.10 %	- 千株	- %
8 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	2,545 千株	2.04 %	3 千株	10.23 %
9 ゴールドマン・サックス・インターナショナル	2,163 千株	1.73 %	- 千株	- %
10 三菱UFJ信託銀行株式会社(信託口)	1,805 千株	1.45 %	- 千株	- %

自己株式の取得、処分等および保有の状況

イ：取得株式

単元未満株式の買取りによる取得

普通株式 153,938株

取得価額の総額 160百万円

ロ：処分株式

普通株式 3,097株

処分価額の総額 2百万円

ハ：決算期における保有株式

普通株式 412,824株

(4) 当社グループおよび当社の従業員の状況
当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,059名	34名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については従業員の100分の10未満のため記載を省略しています。

当社の従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
2,045名	(20名増)	43.1歳	20.0年

(注) 従業員数には、出向者260名は含んでおりません。

(5) 企業結合の状況
重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の有する議決権比率	主要な事業内容
ナブコドア株式会社	848百万円	63.5%	自動ドア等の販売・据付
東洋自動機株式会社	245百万円	100.0%	自動充填包装機械の製造販売
ナブテスコサービス株式会社	300百万円	100.0%	輸送用機器の販売・据付・メンテナンス
Nabtesco Precision Europe GmbH	51.1千ユーロ	100.0%	精密減速機の販売

重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の有する議決権比率	主要な事業内容
エス・ティ・エス株式会社	400百万円	50.0%	航空・宇宙機器の製造販売
TMTマシナリー株式会社	450百万円	33.0%	合成繊維製造設備の製造販売
ナブコシステム株式会社	300百万円	25.1%	自動ドア等の販売・据付

企業結合の成果

当社の連結子法人等は、上記の重要な子法人等を含む33社であり、持分法適用関連会社は9社であります。

当期の連結業績における売上高および当期純利益については、前記1.営業の概況(1)当社グループの営業の経過および成果に記載のとおりであります。

(6) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,585百万円	119千株	0.10%
株式会社みずほコーポレート銀行	6,020百万円	99千株	0.08%
株式会社三井住友銀行	1,740百万円	387千株	0.31%

(注) 平成18年1月1日に株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行が合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。

(7) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
取締役会長	興津 誠	帝人株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	松本 和幸	最高経営責任者(CEO)
代表取締役専務取締役	秋山 晋一	企画本部長
専務取締役	田中 均	技術本部長
常務取締役	*吉田 興四郎	鉄道カンパニー社長
常務取締役	*岡本 正己	航空宇宙カンパニー社長
取締役	*阿部 裕	ナブコカンパニー社長
取締役	佐和 博	総務・人事本部長
取締役	*坪内 繁樹	パワーコントロールカンパニー社長
取締役	高田 治	株式会社神戸製鋼所監査役
常勤監査役	萩原 茂明	
常勤監査役	松田 孝介	
監査役	船井 孝祐	
監査役	石丸 哲也	帝人エンジニアリング株式会社代表取締役常務取締役
監査役	柴山 高一	税理士法人中央青山顧問

- (注) 1. *印で表示の各氏は、平成17年6月24日開催の第2回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役高田 治氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち船井孝祐、石丸哲也、柴山高一の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
4. 当期中の退任取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当 または主な職業	退任年月日
代表取締役会長	岩垂 重雄		平成17年6月24日
専務取締役	本田 侑三	ナブコカンパニー社長	平成17年6月24日
常務取締役	山中 盛男	企画本部長	平成17年6月24日
取締役	長島 徳明	帝人株式会社顧問	平成17年6月24日

5. 当期中の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

異動後の地位	氏 名	異動前の地位	異動年月日
取締役会長	興 津 誠	代表取締役社長	平成17年6月24日
代表取締役社長	松 本 和 幸	取 締 役	平成17年6月24日
代表取締役専務取締役	秋 山 晋 一	常 務 取 締 役	平成17年6月24日

(8) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

区 分	対象人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	13名	127百万円	当社設立に係る平成15年6月の株主総会決議に基づく報酬限度額 取締役 月額15百万円 監査役 月額6百万円
監 査 役	5名	52百万円	
計	18名	180百万円	

- (注) 1. 上記のほか、次のものがあります。
 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）49百万円
 なお、後記(9)新株予約権の状況に記載のとおり、取締役に對しストックオプションとして新株予約権を無償で発行しております。
2. 上記金額には、前期利益処分による取締役賞与43百万円は含んでおりません。
3. 上記対象人員には、当期中の退任取締役3名を含んでおります。
 また、上記支給金額のほか、当期中に退任した取締役3名に退職慰労金41百万円を支給しております。（平成17年6月24日第2回定時株主総会決議）
4. 対象人員には、無報酬の取締役に含んでおります。

(9) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発 行 日	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	新株予約権の発行価額	権利行使価額（1株当たり）
平成16年9月13日	345個	普通株式 345,000株	無償	576円
平成17年8月9日	284個	普通株式 284,000株	無償	860円

当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権
 平成17年6月24日第2回定時株主総会における承認に基づき、同年7月25日当社取締役会で新株予約権の発行を決議し、同年8月9日に下記のとおり新株予約権を発行しております。

ア 発行した新株予約権の数

284個

イ 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 284,000株(新株予約権1個につき1,000株)

ウ 新株予約権の発行価額

無償

- エ 権利行使時の 1 株当たりの払込金額
860円
- オ 権利行使期間
平成19年 8 月10日から平成22年 8 月 9 日まで
- カ 行使の条件
 - ア) 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、執行役員、理事、理事待遇の地位を失った後も、これを行行使することができる。
 - イ) 新株予約権の質入れその他の担保提供は認められない。
 - ウ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを承継するものとする。
 - エ) その他、権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- キ 消却事由および条件
 - ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - イ) 前項カ ア) にかかわらず、新株予約権者が権利行使する前に、懲戒処分あるいはこれに類似する処分を受けた場合、退職等により地位を失った後に懲戒処分に相当する事実が発覚した場合、または取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があった場合、当社取締役会は、その決議を経て、当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ク 譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
- ケ 有利な条件の内容
当該新株予約権を以下の当社取締役、執行役員、理事、理事待遇に対して無償で発行した。

コ 割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数等

ア) 当社の取締役

地 位 (平成17年8月9日現在)	氏 名	新株予約 権 の 数	新 株 予 約 権 の 目的となる株式数
取 締 役 会 長	興 津 誠	10 個	10,000 株
代表取締役社長	松 本 和 幸	20 個	20,000 株
代表取締役専務取締役	秋 山 晋 一	15 個	15,000 株
専 務 取 締 役	田 中 均	15 個	15,000 株
常 務 取 締 役	吉 田 興 四 郎	12 個	12,000 株
常 務 取 締 役	岡 本 正 已	12 個	12,000 株
取 締 役	阿 部 裕	10 個	10,000 株
取 締 役	佐 和 博	10 個	10,000 株
取 締 役	坪 内 繁 樹	10 個	10,000 株
合 計	9 名	114 個	114,000 株

イ) 当社の使用人および関係会社の取締役

地 位 (平成17年8月9日現在)	氏 名	新株予約 権 の 数	新 株 予 約 権 の 目的となる株式数
常 務 執 行 役 員	児 山 立 平	12 個	12,000 株
執 行 役 員	麻 生 輝 清	10 個	10,000 株
執 行 役 員 ナブテスコサービス(株) 代表取締役社長	* 大 下 邦 男	10 個	10,000 株
執 行 役 員	中 村 秀 一	10 個	10,000 株
執 行 役 員 ナブコドア(株) 代表取締役社長	* 牧 村 昌 太 郎	10 個	10,000 株
執 行 役 員	川 西 正 則	10 個	10,000 株
執 行 役 員	松 田 保	10 個	10,000 株
執 行 役 員	井 上 陽 一	10 個	10,000 株
執 行 役 員	森 本 秀 行	10 個	10,000 株
執 行 役 員	片 多 博	10 個	10,000 株
執 行 役 員	今 村 正 夫	10 個	10,000 株
執 行 役 員 東 洋 自 動 機 (株) 代表取締役社長	* 野 村 信 一	10 個	10,000 株

(注) 当社の使用人および関係会社の取締役に関しては、合計28名に新株予約権を発行しましたが、割当てを受けた新株予約権の目的となる株式数の上位12名の者について記載しています。
また当社の取締役の割当株式数のうち最も少ない数以上の割当てを受けた当社の関係会社の取締役は、*印の3名です。

ウ) 当社の使用人および関係会社の取締役に対して付与した新株予約権の付与区分別総数

区 分	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる株式数	付与した者の総数
当社の使用人	128個	128,000個	21名
関係会社の取締役	42個	42,000個	7名

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および子法人等が支払うべき報酬等の合計額	37百万円
上記の合計額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	37百万円
上記の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(11) 決算期後に生じた当社グループの状況に関する重要な事実
特記すべき事項はありません。

(注) 本営業報告書に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(82,501)	流動負債	(60,137)
現金及び預金	18,840	支払手形及び買掛金	28,017
受取手形及び売掛金	43,340	短期借入金	8,793
たな卸資産	16,363	一年内返済予定の長期借入金	6,905
繰延税金資産	3,507	未払法人税等	5,820
その他	721	土壤改良損失引当金	1,158
貸倒引当金	272	その他	9,442
固定資産	(64,393)	固定負債	(18,803)
有形固定資産	(41,934)	長期借入金	3,488
建物及び構築物	14,682	退職給付引当金	12,600
機械装置及び運搬具	9,122	役員退職慰労引当金	226
工具器具及び備品	2,332	繰延税金負債	1,887
土地	14,476	その他	599
建設仮勘定	1,320	負債合計	78,941
無形固定資産	(1,257)	(少数株主持分)	
投資その他の資産	(21,202)	少数株主持分	3,763
投資有価証券	18,549	(資本の部)	
繰延税金資産	403	資本金	(10,000)
その他	2,565	資本剰余金	(17,710)
貸倒引当金	315	利益剰余金	(30,387)
		その他有価証券評価差額金	(6,995)
		為替換算調整勘定	(582)
		自己株式	(321)
		資本合計	64,189
資産合計	146,894	負債、少数株主持分及び資本合計	146,894

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
		内 訳	合 計
経 常 損 益 の 部	営業損益の部		
	売上高		147,427
	売上原価	111,541	
	販売費及び一般管理費	21,057	132,599
	営業利益		14,828
	営業外損益の部		
	営業外収益		
	受取利息及び配当金	156	
	賃貸料収益	248	
	その他	189	594
営業外費用			
支払利息	342		
たな卸資産処分損	266		
持分法による投資損失	100		
その他	231	941	
経常利益		14,481	
特 別 損 益 の 部	特別利益		
	固定資産売却益	63	
	投資有価証券売却益	0	
	子会社株式売却益	539	
	子会社出資金売却益	22	
	貸倒引当金戻入益	40	666
	特別損失		
	固定資産処分損	214	
	環境保全対策損失	134	
	子会社整理損	506	
その他	4	859	
税金等調整前当期純利益			14,288
法人税、住民税及び事業税		6,998	
法人税等調整額		1,277	5,721
少数株主利益			355
当期純利益			8,211

(ご 参 考)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,405
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,896
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,273
現金及び現金同等物に係る換算差額	204
現金及び現金同等物の増加額	4,440
現金及び現金同等物の期首残高	14,035
新規連結による現金及び現金同等物の増加額	20
現金及び現金同等物の期末残高	18,496

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲

(イ)連結子法人等の数.....33社

主要会社名：ナブコドア(株)、東洋自動機(株)、ナブテスコサービス(株)、Nabtesco Precision Europe GmbH

持分法適用非連結子法人等であった納博克自動門（北京）有限公司は、平成17年3月11日追加出資により子法人等となったことから、当連結会計年度より新たに連結の範囲に含めている。

また、納博特斯克鐵路運輸設備（北京）有限公司は平成17年11月16日付で、上海納博特斯克船用控制設備有限公司は平成18年1月11日付で、それぞれ新規に設立したため、連結の範囲に含めている。

なお、従来、連結子法人等であった上海鉄美機械有限公司の全出資持分を平成17年11月1日付けで、ログイット(株)の全株式を平成17年12月15日付けで、それぞれ譲渡したため連結の範囲から除外している。

(株)スイコーについては、平成17年4月1日に(株)テイ・エス・メカテックが吸収合併したことにより消滅しているため、連結の範囲から除外している。

(ロ)非連結子法人等の数... 0社

2. 持分法の適用

持分法適用関連会社..... 9社

持分法適用非連結子法人等..... 0社

主要会社名：エス・テイ・エス(株)、TMTマシナリー(株)、ナブコシステム(株)

Harmonic Drive Technologies Nabtesco Inc.は(株)ハーモニックドライブシステムズと共同で、新たにHarmonic Drive L.L.C.を平成18年1月1日付で設立したため、当連結会計年度より新たに持分法の適用の範囲に含めている。

また、持分法適用非連結子法人等であった納博克自動門（北京）有限公司は、平成17年3月11日追加出資により子法人等となったことから、持分法の適用範囲から除外している。

3. 連結子法人等の決算日等

事業年度の末日が連結決算日と異なる子法人等は、P.T. PAMINDO TIGA T、Harmonic Drive Technologies Nabtesco Inc.、Nabtesco Aerospace Inc.、Nabtesco Motion Control Inc.、Nabtesco USA Inc.、NABCO ENTRANCES, INC.、NABCO ENGINEERING LIMITED、Nabtesco Precision Europe GmbH、NABMIC B.V.、Nabtesco Marine Service Singapore Pte Ltd、Nabtesco Marineteq Co.,Ltd.、Nabtesco Automotive Products (Thailand) Co.,Ltd.、上海納博特斯克液圧有限公司、納博克自動門（北京）有限公司、納博特斯克鐵路運輸設備（北京）有限公司及び上海納博特斯克船用控制設備有限公司であり、その決算日（12月31日）の貸借対照表及び損益計算書を用いて連結計算書類を作成している。

なお、決算日の異なる連結子法人等16社については、当該会社の決算日と連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上、必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

時価のないもの.....主として移動平均法による原価法

デリバティブ.....時価法

たな卸資産

評価基準.....原価法

ただし、在外連結子法人等の原材料は、主として低価法によっている。

評価方法

製品・仕掛品.....精密機器事業.....主として総平均法

輸送用機器事業.....主として移動平均法

航空・油圧機器事業...主として総平均法(一部は個別法)

産業用機器事業.....主として移動平均法

原材料.....主として移動平均法

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び.....主として定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び当社の建物及び建物附属設備については定額法。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、主として3年間均等償却によっている。

在外連結子法人等.....主として定額法

無形固定資産.....定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

a 一般債権.....貸倒実績率法

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権.....財務内容評価法

土壌改良損失引当金.....当社の旧横須賀工場跡地の一部について土壌汚染が判明したことにより、翌連結会計年度以降の土壌改良による損失に備えるため、支払見込額を計上している。

退職給付引当金.....従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上している。なお、数理計算上の差異については、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～14年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。過去勤務債務については、発生時に一括費用処理することとしている。

役員退職慰労引当金.....役員退職金の支出に備えるため、内規による当連結会計年度末における要支給額を計上している。

(二)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(ホ)重要なヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び為替予約オプションについては振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段.....為替予約、為替予約オプション、金利スワップ
- ・ヘッジ対象.....外貨建売上債権、外貨建仕入債務、借入金

(3)ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行わない。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。

(ヘ)その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理.....税抜方式によっている。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。

6．連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、5年間で均等償却している。ただし、少額なものについては発生時に全額を償却している。

7．利益処分項目等の取扱い

連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基いている。

8．連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲（ご参考）

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

会計処理方法の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に係る意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用している。

これによる損益に与える影響はない。

表示方法の変更

(繰延税金負債)

前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めていた繰延税金負債(前連結会計年度末残高49百万円)は、当連結会計年度より金額的重要性が増したため、区分掲記することに変更している。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	70,207百万円
2. 関連会社の株式等	
投資有価証券(株式)	1,873百万円
3. 担保資産及び担保付債務	
担保に提供している資産の額(簿価)	
建物及び構築物	479百万円
土地	1,174
計	1,654
上記に対応する債務	
短期借入金	46百万円
一年内返済予定の長期借入金	39
長期借入金	78
計	164
4. 偶発債務	
債務保証	
エス・テイ・エス(株)	162百万円
(株)高東電子	40
計	202
経営指導念書等	
Harmonic Drive L.L.C.	91百万円
	(774千米ドル)

5. 発行済株式総数及び期末自己株式数

発行済株式総数	普通株式	127,212,607株
期末自己株式数	普通株式	420,008株

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額

給料賃金	5,151百万円
賞与	2,084
退職給付費用	729
役員退職慰労引当金繰入	120
研究開発費	3,394
旅費交通費	1,115

2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 3,635百万円

3. 固定資産売却益の内訳

機械装置及び運搬具	11百万円
工具器具及び備品	51

4. 固定資産処分損の内訳

建物及び構築物	26百万円
機械装置及び運搬具	139
工具器具及び備品	48

5. 1株当たり当期純利益 64円05銭

(ご参考：連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	18,840百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	344
現金及び現金同等物	18,496

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

ナブテスコ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 米 林 彰 (印)
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 浦 洋 輔 (印)
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 原 田 大 輔 (印)
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いナブテスコ株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、当会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月10日

ナブテスコ株式会社 監査役会

常勤監査役	萩原茂明	㊞
常勤監査役	松田孝介	㊞
監査役	船井孝祐	㊞
監査役	石丸哲也	㊞
監査役	柴山高一	㊞

(注) 監査役 船井孝祐、石丸哲也、柴山高一は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	(65,423)	流 動 負 債	(52,778)
現 金 及 び 預 金	15,664	支 払 手 形	523
受 取 手 形	4,573	買 掛 金	21,625
売 掛 金	29,478	短 期 借 入 金	7,080
製 材	1,474	一年内返済予定の長期借入金	6,820
原 仕 掛 材	4,531	未 払 金	2,865
貯 蔵 品	5,210	未 払 費 用	3,315
前 渡 金	176	未 払 法 人 税 等	5,041
前 払 費 用	88	前 受 金	193
繰 延 税 金 資 産	26	預 り 金	4,124
短 期 貸 付 金	3,247	設 備 関 係 支 払 手 形	12
未 収 入 金	2,357	土 壌 改 良 損 失 引 当 金	1,158
そ の 他 金	412	そ の 他	17
貸 倒 引 当 金	90	固 定 負 債	(16,927)
固 定 資 産	(59,064)	長 期 借 入 金	3,410
有 形 固 定 資 産	(33,547)	繰 延 税 金 負 債	1,607
建 物	11,572	退 職 給 付 引 当 金	11,237
構 築 物	541	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	102
機 械 及 び 装 置	7,131	長 期 未 払 金	227
車 両 及 び 運 搬 具	32	長 期 預 り 金	341
工 具 器 具 及 び 備 品	1,948	負 債 合 計	69,705
土 地	11,078		
建 設 仮 勘 定	1,241	(資本の部)	
無 形 固 定 資 産	(990)	資 本 金	(10,000)
特 許 権	55	資 本 剰 余 金	(29,691)
ソ フ ト ウ ェ ア	890	資 本 準 備 金	24,690
そ の 他	44	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,000
投 資 其 他 の 資 産	(24,526)	資 本 準 備 金 減 少 差 益	4,999
投 資 有 価 証 券	17,299	自 己 株 式 処 分 差 益	1
子 会 社 株	4,251	利 益 剰 余 金	(10,728)
子 会 社 出 資 金	1,382	利 益 準 備 金	1,076
長 期 貸 付 金	389	任 意 積 立 金	19
長 期 前 払 費 用	316	当 期 未 処 分 利 益	9,633
保 険 積 立 金	91	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	(4,678)
そ の 他 金	898	自 己 株 式	(316)
貸 倒 引 当 金	102	資 本 合 計	54,782
資 産 合 計	124,488	負 債 ・ 資 本 合 計	124,488

損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額		
		内 訳	合 計	
経常損益の部	営業収益			
	営業売上高	108,285	108,285	
	営業費用			
	売上原価	85,239		
	販売費及び一般管理費	11,675	96,914	
	営業利益		11,371	
	損益の部	営業外収益		
		受取利息及び配当金	519	
		貸付料収益	303	
		その他	50	872
営業外費用				
支払利息		257		
たな卸資産処分損	122			
その他	154	534		
経常利益			11,709	
特別損益の部	特別利益			
	固定資産売却益	53		
	子会社株式売却益	550		
	貸倒引当金戻入益	4	608	
	特別損失			
	固定資産処分損	118		
	投資有価証券売却損	0		
	ゴルフ会員権評価損	2		
	環境保全対策損失	134		
	子会社貸付金貸倒引当損	9	265	
税引前当期純利益			12,053	
法人税、住民税及び事業税			5,561	
法人税等調整額			933	
当期純利益			7,425	
前期繰越利益			2,842	
中間配当額			634	
当期未処分利益			9,633	

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

a 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法

b その他有価証券

時価のあるもの...決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

時価のないもの...移動平均法による原価法

(2) デリバティブ...時価法

(3) たな卸資産

評価基準原価法

評価方法

製品・仕掛品...精密機器事業.....総平均法

輸送用機器事業.....移動平均法

航空・油圧機器事業...総平均法(一部は個別法)

産業用機器事業.....移動平均法

原材料.....移動平均法(一部は総平均法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物及び建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用している。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却を行っている。

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3) 長期前払費用

定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

a 一般債権.....貸倒実績率法

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権.....財務内容評価法

(2) 土壌改良損失引当金

旧横須賀工場跡地の一部について土壌汚染が判明したことにより、翌期以降の土壌改良による損失に備えるため、支払見込額を計上している。

なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金である。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上している。

なお、数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年及び14年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしている。過去勤務債務については、発生時に一括費用処理することとしている。

(4)役員退職慰労引当金

役員退職金の支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上している。

なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金である。

4．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

5．ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び為替予約オプションについては振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段.....為替予約、為替予約オプション、金利スワップ
- ・ヘッジ対象.....外貨建売上債権、外貨建仕入債務、借入金

(3)ヘッジ方針

ヘッジ取引は実需に基づいたリスクのみを対象とし、投機的な手段としては行わない。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の当該累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。

6．消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

会計処理方法の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用している。これによる損益に与える影響はない。

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。
2. 子会社に対する短期金銭債権 8,736百万円
3. 子会社に対する短期金銭債務 4,695百万円
4. 子会社に対する長期金銭債権 385百万円
5. 有形固定資産の減価償却累計額 63,518百万円
6. 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、機械装置、電子計算機ほかがある。

7. 保証債務等

保証債務	226百万円
経営指導念書等	91
計	317

8. 未払消費税等は、流動負債の「未払金」に含めて表示している。
9. 発行済株式総数及び期末自己株式総数
発行済株式総数 普通株式 127,212,607株
期末自己株式数 普通株式 412,824株
10. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 4,678百万円

損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。
2. 子会社に対する売上高 19,181百万円
3. 子会社からの仕入高 6,784百万円
4. 子会社との営業取引以外の取引高 468百万円
5. 1株当たり当期純利益 58円11銭

利益処分案

(平成18年3月期)

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	9,633,033,629
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 7 円 0 0 銭)	887,598,481
取 締 役 賞 与 金	53,000,000
特 別 償 却 準 備 金 繰 入	14,000,000
次 期 繰 越 利 益	8,678,435,148

(注) 特別償却準備金は租税特別措置法第44条第3項第1号に基づくものであり、税効果適用後の金額にて処理している。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

ナブテスコ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 彰 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三 浦 洋 輔 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 大 輔 印
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、ナブテスコ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、当会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、必要により営業の報告を求め、子会社監査役と情報及び意見の交換を行い、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月10日

ナブテスコ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	萩 原 茂 明	㊞
常 勤 監 査 役	松 田 孝 介	㊞
監 査 役	船 井 孝 祐	㊞
監 査 役	石 丸 哲 也	㊞
監 査 役	柴 山 高 一	㊞

(注) 監査役船井孝祐、石丸哲也、柴山高一は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

124,880個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第3期利益処分案承認の件

利益処分案は添付書類の30頁に記載のとおりであります。

当社とグループ全体の業績をベースに安定的且つ継続的な配当を基本とし、将来の企業価値を高めるための内部留保との調和を勘案しております。

当方針に基づき、当期末の利益配当金につきましては、前期に比べ3円50銭増配の1株につき7円とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき5円をお支払いさせていただきましたので、年間にお支払いする配当金は、前期に比べ1株につき5円増配の12円となります。

取締役賞与金につきましては、取締役9名に対し、総額5,300万円を計上させていただきたいと存じます。なお具体的な配分および支給時期につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 公告の方法について、より効果的で経済的な情報開示の方法である電子公告制度を採用するため、現行定款第4条を変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。(変更案第5条)

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

① 単元未満株主の権利の範囲を明確にするための規定(変更案第10条)を新設するものであります。

② 株主総会参考書類などをインターネットを利用する方法で開示することができる規定(変更案第17条)を新設するものであります。

- ③取締役会においていわゆる書面決議が認められることになりましたので、必要が生じた場合に取締役会の決議を機動的に行なえるよう、取締役全員の同意があり、監査役が異議を述べないときに限り、会議を開催しない形で取締役会の決議を認めるものであります。(変更案第25条)
 - ④社外監査役にふさわしい人材の招聘を容易にするために社外監査役との責任限定契約に関する規定(変更案第37条)を新設するものであります。
 - ⑤定款の全般にわたって会社法の規定に沿った文言の整備を行なうとともに、定款に規定すべき事項の見直しを行なうものであります。
 - ⑥「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行なうものであります。
- (3) 上記の変更に伴い条数の変更を行なうとともに、一部字句の修正、所要の文言の整備等を併せて行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(機関)</u> 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
(公告方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の <u>公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によって公告をすることができない場合の公告方法は日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は4億株とする。 ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は4億株とする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は株式にかかる株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 ②当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかわる株券を発行しない。ただし、取締役会で定める株式取扱規則によるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ②当社は第7条の規定にかかわらず単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を発行しない。ただし、取締役会で定める株式取扱規則によるところについてはこの限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 3. 次条に定める請求をする権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、当会社に対し、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当会社は毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>②前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会で定める。</p> <p>③当会社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 単元未満株式を有する株主は、当会社に対し、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会で定める。</p> <p>③当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび買増請求の取扱い、その他株式に関する取扱いおよび<u>その手数料等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、<u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>第16条 (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>する。</u></p> <p>②前項の規定にかかわらず、<u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>②前項の規定にかかわらず、<u>会社法第309条第2項によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、<u>議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。</u></p>
<p>第17条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>③取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>③取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役、役付取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役会はその決議により代表取締役若干名を定める。</p> <p>②取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会はその決議によって代表取締役若干名を<u>選定する。</u></p> <p>②取締役会はその決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第21条 <u>取締役の報酬は株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任減免)</p> <p>第22条 <u>当社は商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、当該取締役が職務を行なうにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、責任の原因である事実の内容、その取締役の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議をもって、商法所定の限度額の範囲内で賠償責任を免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第23条 <u>当社は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、当該社外取締役がその職務を行なうにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、金1,000万円と商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とのいずれか高い額を賠償額の限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、当該取締役が職務を行なうにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、責任の原因となった事実の内容、その取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 <u>当社は社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、当該社外取締役がその職務を行なうにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、金1,000万円と法令が定める額とのいずれか高い額を賠償額の限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役的全員の同意があるときは招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役的全員の同意があるときは招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>②監査役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする</u>。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>②監査役の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう</u>。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする</u>。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役はその<u>互選により</u>常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会はその<u>決議によって</u>常勤の監査役を<u>選定する</u>。</p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第30条 監査役の報酬は株主総会の<u>決議をもってこれを定める</u>。</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は株主総会の<u>決議によってこれを定める</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任減免)</p> <p>第31条 当社は<u>当会社に対する監査役</u>の責任につき、当該監査役が職務を行なうにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、責任の原因である事実の内容、その監査役の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議をもって、<u>商法所定の限度額の範囲内で賠償責任を免除</u>することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は会日の3日前に各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査役の前員の同意があるときは招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、当該監査役が職務を行なうにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、責任の原因となった事実の内容、その監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって、<u>法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除</u>することができる。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役がその職務を行なうにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、<u>金1,000万円と法令が定める額とのいずれか高い額を賠償額の限度とする旨の契約を締結</u>することができる。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第38条 監査役会の招集通知は会日の3日前に各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査役の前員の同意があるときは招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第40条 <u>会計監査人は株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第<u>6</u>章 執行役員および執行役員会</p> <p>第<u>34</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>35</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p>(執行役員の報酬)</p> <p>第<u>37</u>条 執行役員の報酬は取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>7</u>章 計算</p> <p>(<u>営業年度</u>および<u>決算期</u>)</p> <p>第<u>39</u>条 当社の<u>営業年度</u>は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日<u>を決算期</u>とする。</p> <p>(<u>利益配当金の支払</u>)</p> <p>第<u>40</u>条 当社の利益配当金は<u>毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第<u>41</u>条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し<u>商法第293条ノ5の規定に従い金銭の分配</u>をすることができる。</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第<u>41</u>条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>②<u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第<u>7</u>章 執行役員および執行役員会</p> <p>第<u>42</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>43</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>44</u>条 (現行どおり)</p> <p>(<u>執行役員の報酬等</u>)</p> <p>第<u>45</u>条 執行役員の報酬等は取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第<u>46</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>8</u>章 計算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第<u>47</u>条 当社の<u>事業年度</u>は毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第<u>48</u>条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第<u>49</u>条 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として<u>中間配当</u>をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(配当金等の除斥期間) 第42条 当社の利益配当金または前条による中間配当金が支払い開始の日から満5ヶ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間) 第50条 当社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役 興津 誠、松本 和幸、秋山 晋一、田中 均、吉田 興四郎、岡本 正巳、阿部 裕、佐和 博、坪内 繁樹、高田 治の10名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	興津 誠 (昭和14年12月2日生)	昭和38年4月 帝人株式会社入社 昭和59年11月 帝人製機株式会社企画部長 平成6年6月 同社 取締役 平成8年6月 同社 常務取締役 平成10年6月 同社 代表取締役社長 平成11年6月 帝人株式会社取締役 平成15年9月 当社 代表取締役社長 平成16年6月 帝人株式会社取締役 平成17年6月 当社 取締役会長(現任) 平成17年6月 帝人株式会社代表取締役会長(現任) 他の会社の代表状況 帝人株式会社代表取締役会長	119,000株	なし
2	松本 和幸 (昭和20年9月21日生)	昭和45年4月 帝人製機株式会社入社 平成13年6月 同社 取締役 平成16年6月 当社 取締役 平成17年6月 当社 代表取締役社長(現任)	47,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
3	秋山 晋一 (昭和19年10月20日生)	昭和43年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成11年1月 株式会社ナブコ制御システム事業部主席部員 平成11年6月 同社 取締役 平成14年6月 同社 常務取締役 平成16年6月 当社 常務取締役 平成17年6月 当社 代表取締役専務取締役 (現任)、企画本部長 (現任)	21,000株	なし
4	田中 均 (昭和18年12月15日生)	昭和43年4月 帝人製機株式会社入社 平成8年6月 同社 取締役 平成15年9月 同社 代表取締役社長 平成15年9月 当社 取締役 平成16年6月 当社 専務取締役 (現任)、技術本部長 (現任)	59,000株	なし
5	児山 立平 (昭和20年10月24日生)	昭和43年4月 帝人製機株式会社入社 平成4年1月 同社 松山工場資材部長 平成13年6月 同社 執行役員 平成15年9月 当社 執行役員 平成16年6月 当社 常務執行役員 (現任) 平成16年10月 当社 精機カンパニー社長 (現任)	23,000株	なし
6	阿部 裕 (昭和21年8月5日生)	昭和44年4月 日本エヤーブレーキ株式会社入社 平成13年6月 株式会社ナブコ取締役 平成17年6月 当社 取締役 (現任)、ナブコカンパニー社長 (現任)	23,000株	なし
7	佐和 博 (昭和22年12月13日生)	昭和45年4月 日本エヤーブレーキ株式会社入社 平成14年6月 株式会社ナブコ取締役 平成15年9月 当社 取締役 (現任)、総務・人事本部長 (現任)	9,000株	なし
8	坪内 繁樹 (昭和25年2月27日生)	昭和50年4月 帝人製機株式会社入社 平成15年6月 同社 執行役員 平成17年6月 当社 取締役 (現任)、パワーコントロールカンパニー社長 (現任)	9,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
9	井上陽一 (昭和23年1月1日生)	昭和47年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成14年11月 株式会社ナブコ建築事業部長代理 平成15年6月 同社 執行役員 平成16年6月 同社 執行役員 (現任) 平成16年10月 同社 ナブコカンパニー副社長兼プロジェクト部長 (現任)	8,800株	なし
10	川田 豊 (昭和25年6月29日生)	昭和50年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成8年4月 同社 技術開発本部プロセス技術研究所長 平成16年4月 同社 執行役員 平成18年4月 同社 常務執行役員 (現任)	0株	なし

(注) 川田 豊 氏は、社外取締役の候補者であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役 吉田 興四郎、岡本 正己の両氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、これら両氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、総額1,400万円の退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、退任取締役両氏に対する具体的な金額およびその贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役両氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
吉田 興四郎	平成17年6月 当社常務取締役 (現任)
岡本 正己	平成17年6月 当社常務取締役 (現任)

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、当社設立に係る平成15年6月開催の帝人製機株式会社、株式会社ナブコの株主総会において「月額15百万円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、会社法の施行および会計基準による取締役の賞与の取扱いの変更等に伴い報酬額とは別に利益処分として支給してありました取締役の賞与相当分を含めて報酬額内で支給することなどを考慮し、「年額300百万円以内」と改定させていただきたいと存じます。

なお取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名ですが、第3号議案が承認されますと、取締役は10名となります。

以上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

- インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえご行使ください。
 1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
 2. 議決権の行使は、株主総会開催日前日（平成18年6月26日（月曜日））分までの行使分が有効です。議決権行使数の集計などの都合上、できるだけ早めにご行使されますようお願い申し上げます。
 3. インターネットにより、複数回、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効とする取り扱いとさせていただきます。
 4. インターネットと書面郵送の双方でご行使された場合は、当社へ後に到着したご行使を有効とする取り扱いとさせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネットによるご行使を有効とさせていただきます。
 5. 議決権行使サイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などは、株主様のご負担となります。

- パスワードのお取り扱い
 1. パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱いください。
 2. 不正利用防止のため、パスワードのお電話によるご照会にはお答えできません。
 3. 今回ご案内するパスワードおよび株主様ご本人登録のパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境が必要です。
 1. ハードウェアの条件
 - (1) インターネットにアクセスできる状態であること。
 - (2) 画面の解像度が、横800ドット×縦600ドット（SVGA）以上のモニターを使用できる状態であること。
 2. ソフトウェアの条件
 - (1) マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー（Microsoft® Internet Explorer）Version 5.01 Service Pack 2以上のバージョンをインストール（導入）済みで、使用できる状態であること。

(2) アドビシステムズ社アドビリーダー (Adobe®Reader®) Ver. 4.0以上のバージョンをインストール(導入)済みで、使用できる状態であること。

(Microsoft®およびInternet Explorerはマイクロソフト社、Adobe®Reader®はアドビシステムズ社の、米国および各国での商標、登録商標または製品名です。)

*議決権行使サイト上にて、総会関係資料および議案内容をご参照されない場合は、上記(2)の条件は必要ありません。

●お問合せ先

インターネットによる議決権行使に際してパソコンの操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

1. インターネットでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル 【電話】 0120-65-2031 (フリーダイヤル) (受付時間 土日除く 9:00~21:00)

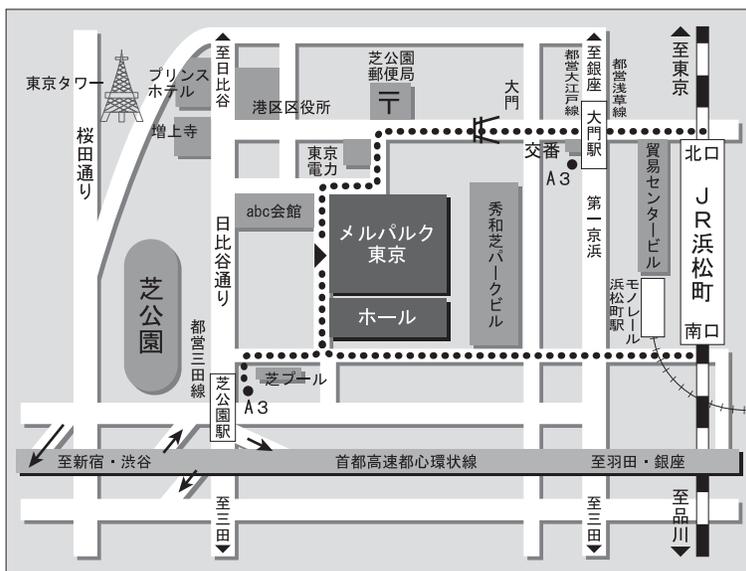
2. 株主様のご登録の住所・株式数のご照会などは、以下にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター 【電話】 0120-78-2031 (フリーダイヤル) (受付時間 土日除く 9:00~17:00)
--

株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京（郵便貯金会館）
5階 瑞雲

地下鉄：芝公園駅（都営三田線）A3出口 徒歩2分
大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）A3出口 徒歩4分
JR京浜東北線・山手線：浜松町駅（北口）徒歩8分または
（南口）S5階段「金杉橋方面」徒歩8分
モノレール：浜松町駅（北口）徒歩8分



当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。